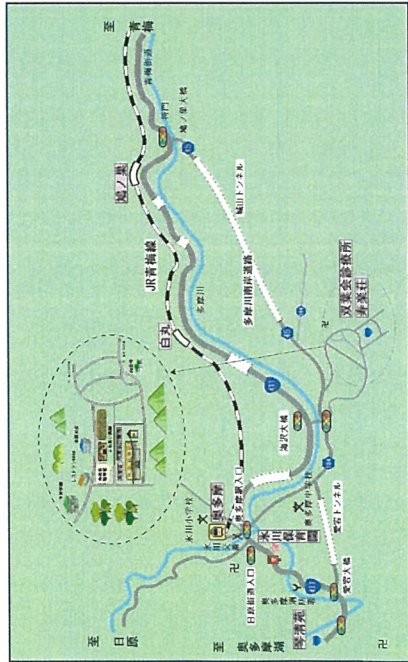


## ○双葉会の沿革

当法人は、昭和38年9月に設立代表者 佐藤黙然氏を中心として、理事・監事13名の執行部を組織し、100万円の拠出金をもって『梅檀は双葉より芳し』を目標とし、宗教法人から引き継いで誕生しました。

|       |      |                                                                        |       |      |    |       |     |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------|-------|------|----|-------|-----|
| 理事長   | 大野 尚 | 理事                                                                     | 8名    | ・ 監事 | 2名 | ・ 評議員 | 12名 |
| 昭和38年 | 9月   | 社会福祉法人双葉会設立                                                            |       |      |    |       |     |
| 昭和42年 | 2月   | 特別養護老人ホーム寿楽荘創設<br>(施設長 佐藤黙然、現在 三浦雅彦)                                   | 定員50名 |      |    |       |     |
| 昭和44年 | 10月  | 同上 増設                                                                  | 73名   |      |    |       |     |
| 昭和48年 | 4月   | 同上 増設                                                                  | 150名  |      |    |       |     |
| 昭和52年 | 7月   | 特別養護老人ホーム琴清苑創設<br>(施設長 渡辺貞一、現在 岡部隆一)                                   | 定員85名 |      |    |       |     |
| 昭和54年 | 4月   | 特別養護老人ホーム寿楽荘 増設                                                        | 160名  |      |    |       |     |
| 平成5年  | 7月   | 短期入所事業開始 (併設型 2床)                                                      |       |      |    |       |     |
| 平成12年 | 4月   | 介護老人福祉施設事業の指定<br>短期入所生活介護事業の指定<br>居宅介護支援事業の指定                          |       |      |    |       |     |
| 平成13年 | 6月   | 特別養護老人ホーム寿楽荘全面増改築及び<br>定員変更 190名、短期入所生活介護事業 6名                         |       |      |    |       |     |
| 平成15年 | 4月   | 短期生活介護事業増床<br>(空床型・寿楽荘 6名、琴清苑 4名)                                      |       |      |    |       |     |
| 平成17年 | 4月   | 寿楽荘・琴清苑居宅介護支援事業所の廃止                                                    |       |      |    |       |     |
| 平成26年 | 6月   | 短期生活介護事業増床 (空床型・寿楽荘10名)                                                |       |      |    |       |     |
| 令和3年  | 4月   | 特別養護老人ホーム琴清苑全面改築及び<br>定員変更94名 (従来型個室)                                  |       |      |    |       |     |
| その他   |      | 短期入所生活介護事業 2名 (空床型10名)<br>米川保育園の経営70名定員 (昭和24年開設)<br>(園長 佐藤黙然、現在 志茂剛志) |       |      |    |       |     |
|       |      | 双葉会診療所の経営10床                                                           |       |      |    |       |     |



【愛情、人の和、信頼関係の中での慈悲（慈＝他に愛を与える、悲＝他の苦を除く）を理想に、老人自身が主体となって生活をエンジョイできる施設をめざしています。】

### ◆ 当施設のサービスの特徴等 ◆

#### (1) 運営の方針

当指定介護老人福祉施設は、施設サービスク計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

#### (2) サービス利用のために

- ・施設・職員により利用者が安心して快適な生活を営めるよう、危険予防に十分な配慮を行います。
- ・介護事故に対しては、報告書等作成により原因を究明し予防に努めます。
- ・身体拘束に関しては原則的に行いません。例外的に行う場合は、理由・方法・期間について書面をもって利用者、家族への説明を行います。

| 事 項            | 有無 | 備 考             |
|----------------|----|-----------------|
| 男性介護職員の有無      | ○  |                 |
| 職員の研修への実施      | ○  | 毎月施設内研修を実施      |
| 虐待防止への取組み      | ○  | 施設内研修による周知徹底    |
| サービスマニュアルの作成   | ○  |                 |
| 身体的拘束          | ×  | 原則的に行いません       |
| 事故防止対策         | ○  | 事故報告書等の作成・分析    |
| 誤嚥等によるリスクの管理体制 | ○  | 機器の配置・研修による周知徹底 |
| 賠償責任保険への加入     | ○  |                 |

#### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会＝9：00～17：00 左記以外はお相談ください。
- ・外出、外泊＝事前にご相談ください。
- ・飲酒、喫煙＝事前にご相談ください。
- ・金銭、貴重品の管理＝できる限り施設にお預けください。

### ◆ 緊急時の対応方法 ◆

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

### ● 施設見学に関して ●

寿楽荘では1年を通して9：00～17：00間、施設見学をお受けしております。

電話連絡の上、お気軽にご来荘下さい。  
尚、団体の場合は事前に必ずご連絡をお願いします。

電話 0428-83-2338

# 施設案内



社会福祉法人 双葉会  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
寿 楽 荘



〒198-0213 東京都西多摩郡奥多摩町海澤497  
TEL 0428-83-2338 FAX 0428-83-3705  
E-mail jyurakusou@futabakai.or.jp  
URL https://www.futabakai.or.jp



2025. 6. 19 改正版



1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0428-83-2338 (午前10時～午後4時まで)  
担当生活相談員：堀口 純、吉村 弘  
介護支援専門員：池田由香、廣瀬博子  
\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム 寿楽荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類  
施設名称：特別養護老人ホーム寿楽荘  
所在地：東京都西多摩郡奥多摩町海澤497  
介護保険指定番号：介護老人福祉施設（東京都1372400125号）

(2) 当施設の職員体制

当施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置しています。

| 職種               | 基準または配置数                 | 施設で配置すべき人員 |
|------------------|--------------------------|------------|
| 施設長              | 1                        | 1          |
| 医師               | 必要数                      | 2          |
| 生活相談員            | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 | 2          |
| 看護職員             | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 | 5          |
| 介護職員             | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 | 61         |
| 管理栄養士<br>(又は栄養士) | 1以上                      | 1          |
| 機能訓練指導員          | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 | 2          |
| 介護支援専門員          | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 | 2          |

※ 常勤職員数 ※ 看護・介護職員数については常勤換算を適用

(3) 当施設の設備の概要

| 居室定員 | 190名                                             |
|------|--------------------------------------------------|
| 4人部屋 | 21室 (延895.65㎡) 静養室 1室4床 ( 48.98㎡)                |
| 3人部屋 | 4室 (延155.00㎡) 医務室 1室 ( 11.29㎡)                   |
| 2人部屋 | 30室 (延692.70㎡) 喫茶コーナー 2室 (401.88㎡)               |
| 1人部屋 | 40室 (延542.80㎡) 機能訓練室 1室 (193.97㎡)                |
| 浴室   | 一般浴槽 2室 (1室 61.56㎡)<br>特殊浴槽 寝台・車いす4室 (1室 95.03㎡) |

(4) 当施設の協力医療機関

| 名称              | 診療科目   |
|-----------------|--------|
| 川辺医院            | 外科・胃腸科 |
| 高橋スマイル歯科医院      | 歯科     |
| 医療社団法人 三田眼科     | 眼科     |
| 医療法人財団良心会 成木台病院 | 精神科    |

3 サービス内容

- ①施設サービス計画  
事業者は、【介護老人福祉施設契約書】第3条（施設サービス計画）に定めた内容について介護支援専門員に行わせます。
- ②居室  
定員1名から4名の居室となります。
- ③食事  
朝食 7：15～ 8：15  
昼食 11：45～12：45  
夕食 17：00～18：00  
原則として1階の食堂兼、喫茶コーナーにておとりのいただきます。
- ④入浴  
週に最低2回入浴していただきます。  
ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。
- ⑤介護  
施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。  
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い・・・等
- ⑥機能訓練  
機能回復訓練室にて機能訓練をおこないます。
- ⑧健康管理  
当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。また、毎週月～金曜日の10：00から16：00まで診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ⑨特別な食事の提供  
当施設では季節行事時等に特別食をご用意しております。  
詳しくは職員にお尋ねください。ご利用の際は前日までに申し出下さい。料金は別途かかります。
- ⑩理美容サービス  
当施設では月に4回、理美容サービスを実施しております。  
料金は別途かかります。
- ⑪行政手続代行  
行政手続の代行業を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。
- ⑫預り金出納管理委託及び日常費用支払代行  
利用者の現金及び各種預金通帳、有価証券、保険等の証書類並びに印章をお預かりし、出納について管理させていただきます。介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行業を申し込むことができます。サービスご利用に際しては別途「委任状」の提出が必要となります。
- ⑬所持品の保管  
居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限がありますので契約時にご相談ください。
- ⑭レクリエーション  
行事によって別途参加費がかかるものもございます。詳しくは月間予定表をご覧ください。
- ⑮買い物サービス  
町内での買物は無料で承ります。

○各種加算料金

- 1日につき  
日常生活継続支援加算1=36単位・2=46単位  
看護体制加算Ⅰ1=6単位・Ⅱ2=4単位・Ⅲ1=13単位・Ⅳ2=8単位  
夜勤職員配置加算Ⅰ1=22単位・Ⅱ1=13単位・Ⅲ1=27単位・Ⅳ2=18単位  
準ユニットケア加算=5単位  
個別機能訓練加算=12単位  
若年性認知症受入加算=120単位  
常勤医師配置加算=25単位  
精神科医療養指導加算=5単位  
障害者生活支援体制加算=26単位  
身体拘束廃止未実施減算=▲5単位  
外泊時費用（入院含む）=246単位（月6日を限度）  
初期加算=30単位  
栄養マネジメント加算=14単位  
経口移行加算=28単位  
療養食加算=18単位  
看取り介護加算1=144単位・2=680単位・3=1,280単位  
在宅復帰支援機能加算=10単位  
在宅内所相互利用加算=40単位  
認知症専門ケア加算Ⅰ=3単位・Ⅱ=4単位  
認知症緊急対応加算=200単位  
サービス提供体制加算Ⅰ1=18単位・Ⅱ2=12単位・Ⅲ6=6単位・Ⅳ6=6単位  
1回限り  
退所時相談援助加算=400単位  
退所前連携加算=500単位  
1回につき  
退所前訪問相談援助加算=460単位  
退所後訪問相談援助加算=110単位  
1月につき  
経口維持加算Ⅰ=400単位・Ⅱ=100単位  
口腔衛生管理体制加算=30単位  
口腔衛生管理加算=110単位  
処遇改善加算Ⅰ=所定単位数の5.9%・Ⅱ=所定単位数の3.3%・Ⅲ=Ⅱで算定した単位数の90%・Ⅳ=Ⅱで算定した単位数の80%
- その他の料金  
①預り金出納管理委託費（日常費用支払い代行費含む）1日320円  
②送迎費（有料送迎料金表による）  
町内入退所、町外病院入退院、町内・外・外出・外泊  
③理美容費  
（外注・実費料金一覧表による実費）  
④私物の電気製品にかかる電気料  
（外注・実費料金一覧表による実費）  
⑤レクリエーション・教養娯楽費用（施設がすべての利用者に一律に提供する）  
⑥身の回り品購入費用（歯ブラシ、シャンプー、タオル等・施設で用意したもの以外のもを希望した場合・実費）  
⑦行事食（季節行事時に用意できる特別食を希望した場合・材料実費）  
⑧私物のクリーニング代金（外注・実費）  
⑨出前（外注・実費）  
⑩その他、新聞代金、牛乳代金等外注可能なもの（外注・実費）

※ 利用料金の詳細については契約書別紙等でご確認ください。

